

秋田県立能代工業高等学校定時制課程いじめ防止等のための基本方針

1 いじめ防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

いじめに該当する一切の行為を禁ずる。

(3) 学校及び職員の責務

「和衷勤労」「心の底からやわらぎ、心を同じくし、まごころをつくして励み行う」本校の校是に基づいた指導で生徒のいじめ防止に努める。また、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

以下の事項は、「いじめ防止等の対策委員会」を主体として、具体的な取り組みの検討、及び諸活動を行うものとする。

(1) 学校における防止策

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行う。
- ③ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ④ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や教職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ⑤ 生徒のわずかな変化も見逃さず、見守っていくために、全教職員が積極的に生徒とかわるよう努める。

(2) 早期発見のための方策

① いじめ調査等

- ア. アンケートによるいじめ調査
- イ. 必要に応じた集会の実施（全校）

② 相談体制

担任をはじめ全ての職員が相談を受けられるような体制をつくる。また、外部機関との連携をとり、相談窓口を増やす。

- ア. 個人面談（年3回）
- イ. 保健部との連携
- ウ. スクールカウンセラーによる面談

(3) インターネット等のコミュニケーションツールによるいじめの対策

スマートフォン等によるネットワークを介したコミュニケーションによる誹謗中傷等の防止、被害拡大を未然に防ぐために、外部機関等による講話・講習を実施し、生徒ならびに職員の情報モラルの向上を図る。

3 いじめに対する処置

- ① いじめに関わる相談を受けた場合は、複数の職員で速やかに事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、生徒指導部を中心とし、ただちにいじめを止めさせる。いじめを受けた生徒・保護者への支援、いじめを行った生徒へ再発防止に向けしかるべき指導をする。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要な場合は、保護者と連携をとりながらいじめた生徒に対し、一定期間別室等で学習を行わせる処置をとる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じ学校設置者または学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

組織図

